

の紹介があった。また、建学史料室研究プロジェクトの成果報告書の構成案および執筆等の日程確認が行われ、最後に一〇〇周年記念誌編纂小委員会活動報告と次回勉強会日程調整が行われた。

(国際学部准教授

建学史料室研究員 酒匂 康裕)

第十一回(通算第二十回)勉強会 (令和元年六月七日)

前回議事録確認ののち、富岡研究員より第二期成果報告書の構成案が提示され、建学史料室広報誌で発表済みの史資料紹介記事の再掲措置などに関して意見を交換した。次いで荒木研究員より、校史関係の学外史資料三点についての調査報告が行われた。これに続いて、富岡研究員より、学校資料の活用例や追手門大学における学校資料の収集整理に関する文献紹介が行われた。さらに、同研究員より、本学教職教育部三十年史略年表試作に関する報告が行われ、本学一〇〇年史編纂過程における史料批判のベースとして、年表を作成する意義についての問題提起がなされた。

最後に、次回勉強会の日程候補や主な内容についての連絡があり、次回勉強会までに第三期調査の項目について意見を募ってこれを調整し、次回勉強会で調査分担を決定することとなった。

(経済学部准教授

建学史料室研究員 藪下 信幸)

学外史資料調査

第十回(通算第十九回)勉強会 (平成三十一年三月二十日)

校史関係の学外史資料調査

前身校の校長であった小野村胤敏先生の御子孫側から採取した史料から成る関西大学年史編纂室所蔵の「小野村胤敏氏関係 日本大学(大阪)専門学校 I」ファイルの中に、日本大学専門学校「昭和十一年三月卒業見込者名簿」を発見した。

この名簿には「商科 参拾八名」「法律科 拾九名」の「卒業見込者」が挙げられ、各学生の「氏名」「生年月日」「原籍地」「出身中学校」「特有技能」「兵役関係」が列記されている。

昭和十一年三月卒業見込の「商科」及び「法律科」の学生は、一般的には昭和八年四月に入学している訳であるが、入学時の実数を示す史料は現在見出せない。後に詳しく触れる近畿大学中央図書館所蔵の『市制施行上申書 大阪府中河内郡布施町・長瀬町・小阪町・楠根町・意岐部村・彌刀村』(3181・Sh86)に添附された参考書類「十一 教育」の中に有る「七、日本大学専門学校調(昭和十一年四月一日現在) 彌刀村」に「昭和十一年四月一日現在」の「入学者数」が「第一部法律科」は「三八名」「第一部商科」は「一一四名」となっている事を勘案すれば、昭和八年四月に入学して昭和十一年三月卒業見

込の「商科」及び「法律科」の学生には、相当の数の中途退学者が出たと推測出来る。

日本大学専門学校「昭和十一年三月卒業見込者名簿」は多大な時間と労力を費やして翻刻したが、ここでは個人情報保護の観点から揭示は、これを省いた。

この表の生年毎の「学生数」整理したのが、次に掲げる表である。

| | 商科 | 法律科 | 計 |
|-------|----|-----|----|
| 明治三六年 | 一 | 〇 | 一 |
| 明治四〇年 | 〇 | 一 | 一 |
| 明治四三年 | 〇 | 一 | 一 |
| 明治四四年 | 〇 | 一 | 一 |
| 明治四五年 | 四 | 一 | 五 |
| 大正元年 | 一 | 三 | 四 |
| 大正二年 | 一 | 五 | 一五 |
| 大正三年 | 八 | 二 | 一〇 |
| 大正四年 | 一〇 | 五 | 一五 |
| 大正五年 | 四 | 〇 | 四 |
| 計 | 三八 | 一九 | 五七 |

この表から先ず分かる事はストリートで進学して来た「卒業見込者」、即ち大正五年生まれの者は商科の四名のみである事は、意外で且つ刮目に値する。数的に最も多いのは、「商科」・「法律科」共に大正二年及び大正四年であり、「商科」は両年とも十名、「法律科」は両年とも五名となっている。これらの事は、恐らくは「兵役関係」との関連性が有ると推測される。と言うのは、

「昭和十一年三月卒業見込者名簿」の表には、徴兵「延期中」の者が、「商科」・「法律科」合計で大正二年生まれの者で十一名、大正四年生まれの者で十三名有るからである。「昭和十一年三月卒業見込者名簿」の表にある「卒業見込者」の「原籍地」別で纏めたのが、次の表である(表記は原典尊重の観点から、原史料のままにしている)

| | 商科 | 法律科 | 計 |
|------|----|-----|----|
| 北海道 | 〇 | 二 | 二 |
| 長野県 | 一 | 〇 | 一 |
| 富山県 | 一 | 〇 | 一 |
| 福井県 | 一 | 〇 | 一 |
| 愛知県 | 一 | 〇 | 一 |
| 三重県 | 二 | 〇 | 二 |
| 大阪府 | 十三 | 六 | 一九 |
| 京都府 | 二 | 一 | 三 |
| 兵庫縣 | 六 | 〇 | 六 |
| 奈良縣 | 二 | 一 | 三 |
| 滋賀縣 | 〇 | 一 | 一 |
| 和歌山縣 | 一 | 一 | 二 |
| 岡山縣 | 三 | 〇 | 三 |
| 廣島縣 | 一 | 一 | 二 |
| 山口縣 | 〇 | 一 | 一 |
| 徳島縣 | 一 | 〇 | 一 |
| 愛媛縣 | 〇 | 二 | 二 |
| 佐賀縣 | 一 | 〇 | 一 |
| 長崎縣 | 一 | 〇 | 一 |
| 熊本縣 | 一 | 〇 | 一 |
| 鹿児島縣 | 〇 | 一 | 一 |
| 沖繩縣 | 〇 | 一 | 一 |
| 朝鮮 | 〇 | 一 | 一 |
| 計 | 三八 | 一九 | 五七 |

「商科」・「法律科」の何れでも大阪府出身者が抽んで多く、「商科」ではそれに次いで兵庫縣が多い事が分る。そして、「法律科」に北海道出身者が有る事を例外として、「商科」・「法律科」とともに、東日本・北日本の府縣からの出身者の大略無い事が注目される。それは、東京の日本大學と所謂「棲み分け」をした事を推察させるものである。

| | 商科 | 法律科 | 計 |
|-----------|----|-----|----|
| 日本大學大阪中學校 | 九 | 二一 | 三〇 |
| (大阪府) | | | |
| 小野中學校 | 三 | 〇 | 三 |
| (兵庫縣) | | | |
| 城東中學校 | 〇 | 二 | 二 |
| (大阪府) | | | |
| 此花商業學校 | 〇 | 二 | 二 |
| (大阪府) | | | |
| 京阪商業學校 | 一 | 二 | 三 |
| (大阪府) | | | |
| 神港商業學校 | 二 | 〇 | 二 |
| (大阪府) | | | |
| 興國商業學校 | 二 | 〇 | 二 |
| (三重縣) | | | |
| その他の學校 | 二一 | 一一 | 三二 |
| 計 | 三八 | 一九 | 五七 |

「商科」では「日本大學大阪中學校」出身者が最も多くて九名で約二三・七パーセントにも及んでいる事が顕著な点である。また、商業学

校出身者が六名で十五・八パーセントとなっている。「法律科」では特にも多い學校は認められないが、それでも「日本大學大阪中學校」出身者が最も多い學校の一つで、二名で約一〇・五パーセントに及んでいる。また、商業學校出身者が八名で四二・一パーセントにも達している事は刮目に値する。

「特有技能」ではスポーツ「選手」が「商科」では十四名、「法律科」では十名で、合計二十四名に達している。「兵役関係」では、「延期中」が「商科」では二十四名で、「法律科」では十四名で、合計三十八名に達している。そして、十七名がスポーツ「選手」で且つ兵役「延期中」となっている。従って、今後の課題は、「特有技能」を前身校の経営戦略を踏まえて分析する事、社会的背景を踏まえて「兵役関係」を分析する事であり、又それを通じてこの両者の關係性を解明する事であろう。

そして、この史料の内容と関連する内容を持つ史料を、近畿大学中央図書館所蔵の『市制施行上申書 大阪府中河内郡布施町・長瀬町・小阪町・楠根町・意岐部村・彌刀村』(3181・Sh89)で発見した。この上申書は昭和十二年に大阪府中河内郡の「布施町外五箇町村ヲ廢シテ其ノ區域ニ市制施行ノ儀」を、即ち当該町村が布施市の市制施行を、当時の監督官庁に上申したものである。近畿大学中央図書館所蔵のこの『市制施行上申書』の来歴は分からない

が、その「正」は、無論、監督官庁側に提出された訳であるから、当該町村側に夫々残された「副」の一つであると云う事が出来、彌刀村に残されたものである可能性が高いと思われる。この『市制施行上申書』に添附された参考書類「十一 教育」の中に有る「七、日本大學専門學校調 (昭和十一年四月一日現在)

彌刀村」の内容が、関西大学年史編纂室所蔵の「小野村胤敏氏関係 日本大學(大阪)専門學校 I」ファイルの中の日本大學専門學校「昭和十一年三月卒業見込者名簿」の内容と関連するのである。この「日本大學専門學校調」の原史料を翻刻すると、左の通りである。

七、日本大學専門學校調 (昭和十一年四月一日現在) 彌刀村

| 科別 | 第一部法律科 | | 第一部商科 | | 第二部法律科 | | 第二部商科 | | 計 | 備考 |
|------|--------|------|-------|-----|--------|-----|-------|-----|-----|----------|
| | 生徒數 | 教員數 | 生徒數 | 教員數 | 生徒數 | 教員數 | 生徒數 | 教員數 | | |
| 學級數 | 三 | 九 | 三 | 五 | 三 | 九 | 二 | 四 | 一一 | |
| 生徒數 | 七七 | 六 | 一五四 | 六 | 二二五 | 六 | 七三 | 二四 | 二二九 | |
| 入学者數 | 三八 | 兼任 九 | 二一四 | 六 | 一一一 | 六 | 一〇七 | 二 | 三七〇 | 十一年四月入學者 |
| 卒業者數 | 一九 | 専任 六 | 三七 | 九 | 三九 | 九 | ／ | 四 | 九五 | 十一年三月 |

教員中有資格者數及無資格者數

有資格者數(開申者) 三七名

無資格者數(認可者) 一〇名 計四七名

創立年月日 大正十四年三月十二日

校地坪數 五千坪

建物坪數 七五九坪九合五勺

木造平屋建 三二六、六
鐵筋混凝土建 四三三、三三五

そこに有る「十一年三月」の「卒業者数」の「第一部法律科」の「二九」と「第一部商科」の「三七」が、関西大学年史編纂室所蔵史料の「昭和十一年三月卒業見込者名簿」の「商科 参拾八名」「法律科 拾九名」に該当するものである。但し、「商科 参拾八名」「卒業見込者」中の一名が卒業出来ず「三七」名になったと判断される。その卒業出来なかった一名は、現段階では特定出来ない。

斯くの如く、発見した一次史料を厳密に史学理論に則り徹底して解析する事によって、甫て客観的な歴史像が明確となってくるのである。

(近畿大学名誉教授
建学史料室特別研究員 荒木 康彦)

第十一回(通算第二十回)勉強会

(令和元年六月七日)

校史関係の学外史資料調査①

関西大学百年史編纂室所蔵「小野村胤敏氏関係 日本大学(大阪)専門学校 1」ファイルの中に「日本大学専門学校入学願書用紙」と題する刮目すべき史料を見出した。縦書きで、サイズは縦約二六・五センチ・横約一八・三センチである。

史学理論に則り、先ず、「来歴批判」であるが、当該ファイル収録の総ての史料は、前身の専門学校の校長等を務められた小野村胤敏先生の御子孫から関西大学関係者が採取したものであるから、当然、当該「日本大

学専門学校入学願書用紙」も「来歴」としては別段問題になる所は此無と判断される。

次に、「内的批判」については、先ず当該「日本大学専門学校入学願書用紙」が時期的には、何時頃のものであるかを詮索しなければならぬ。大正十四年に設立された「日本大学専門学校」は、平成二十九年三月二十七日の勉強会で報告した通り、発見した公文書に立脚すれば、昭和十四年三月三十一日に「日本大学大阪専門学校」への改称が認可されている。小野村胤敏先生は、平成三十年六月二十九日の勉強会で報告した通り、前掲の「小野村胤敏氏関係 日本大学(大阪)専門学校 1」ファイルで発見した史料に立脚すれば、昭和十年十一月に「日本大学専門学校校長」に就任されている。依って、この「日本大学専門学校入学願書用紙」は昭和十年十一月以降昭和十四年三月迄のものであると、言える。

昭和戦前期の高等教育機関の「入学願書用紙」の現存例は寡聞にして之を知らず、斯かる意味からも、当該史料は恠に貴重であると謂うべきである。

内容的には種々指摘すべき点はあるが、先ず注目されるのは、「入学願」の文言が、この時期に於いても「私儀御校へ入学志願ニ付試験ノ上入学許可相成度此段及御願候也」という大時代的なものである点である。次に注目すべきは、「希望試験

場」欄に「大阪」と並んで「廣島」が挙げられている点である。平成三十一年三月二十日の勉強会で、前掲の「小野村胤敏氏関係 日本大学(大阪)専門学校 1」ファイル収録の日本大学専門学校「昭和十一年三月卒業見込者名簿」の緻密な分析の結果、中途退学率が非常に高かった事、「卒業見込者」五十七名が、北海道出身者二名を例外とすれば、他は大略西日本の府県出身であり、当時の日本大学と所謂「棲み分け」していたと推測される事を報告した。斯かる状況下で、日本大学専門学校に就任した小野村胤敏先生が、同校の経営再建の戦略から、「試験場」を「大阪」以外に設けたと判断され、この時期の一般的状況からすれば、「廣島」は絶妙の選択である。と謂うのは、この時期に於いて、「廣島」は「軍都」と称されて最大の兵站拠点であり、それ故に「廣島」は海上交通や鉄道を中心とした陸上交通の要衝となっていたからである。

今後の研究課題としては、「廣島」の「試験場」が如何なる場所乃至学校に設けられたかを一次史料に依って明らかにする事であり、それが果たされるならば、此処に取り上げた事は更に踏み込んだ考察になるであろう。

(近畿大学名誉教授
建学史料室特別研究員 荒木 康彦)

校史関係の学外史資料調査②

前身校の日本大学専門学校が大正十四年に設立された経緯に関して、採取し得た各種の一次史料に立脚して詳細且つ多角的に、既に報告しているのであるが、日本大学側が、その後、同専門学校をどのように位置付け、経営していこうとしていたかを示す、決定的に重要な一次史料を発見して解読したので、詳述したい。

学習院大学法学部・経済学部図書センター所蔵「山岡萬之助関係文書」に「大阪日本大学の財団法人化に關しての書類」という表題で収録されている史料(「山岡萬之助関係文書」での整理番号JG167)であり、この「書類」とは次の二点の史料から成るものである。

(1)表に「大阪財團決議 日本大学」と記された封筒(縦約二二・四センチ、横約九センチ)及び封入されている日本大学箋(縦約二八センチ、横約三九・九センチ)一枚の
が用いられた毛筆書き文書である。

(2)表に「第80056號 昭和十一年11月30日」・「公正證書 大阪財團決裁」とあり、裏には「大阪市南區八幡町九番地 公證人 竹井小野右衛門役場 電話南⑤一四七〇番・三四五七番」と印刷された封筒(縦約二二・七センチ、横約一六・七センチ)及び封入されている「公正證書」(表紙は縦約二八・七センチ、横約二〇・五センチで、中身は縦